

計画策定の背景

令和元年6月28日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行されたことで、視覚障害者等の読書環境の整備の推進にかかる計画の策定が地方公共団体に求められました。

計画の対象

- 1 視覚障害者
- 2 読字に困難がある発達障害者
- 3 寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者

期間

令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とし、3年を経過した時点（令和8年度）で中間見直しを行います。

課題

○読書へのアクセシビリティの向上

インターネット上の図書館であるサピエ図書館をはじめとする様々な障害者向け読書支援サービスについて、周知及び活用が十分に進んでいないと考えられます。

また、読書そのものだけでなく、読書に至るまでの過程においても、視覚障害者等の障害の種類及び程度によって様々な形で障壁が存在すると考えられ、こうした障壁を取り除く取り組みが必要です。

○アクセシブルな書籍等の充実と周知

視覚障害者等が利用しやすい書籍等は、一般の書籍に比べると発行数が少ない状況にあり、アクセシブルな書籍等の充実が必要です。

○人材確保・養成

点訳・音訳・テキストデータの製作等には、多くのボランティアを必要としていますが、高齢化等により担い手が不足しています。こうしたボランティアについて、募集や養成が必要です。読書支援を担う人材の確保を図るとともに、それぞれの障害特性の理解を深めることが必要です。

○端末機器の整備

アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器について、情報提供、給付、整備及び操作方法の習得支援などが必要です。

○広報・啓発

国立国会図書館やサピエ図書館について、周知を行い多くの方に活用していただくことが必要です。また、本市の取り組みについて積極的な周知を図るとともに、関係機関はお互いのサービスについて相互に広報・啓発を行うことも必要です。

基本的な方針・施策の方向性

＜方針1＞視覚障害者等による図書館等の利用に係る体制の整備等

【施策の方向性】

- ・市立図書館、学校及び学校図書館、情報文化センターにおいて、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により読書が困難な方の障害の種別や程度に応じたアクセシブルな書籍等を充実させる取り組みを推進します。
- ・市立図書館や学校図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面読書室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図る取り組みを促進します。

＜方針2＞インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

【施策の方向性】

- ・国立国会図書館、サピエ図書館のサービスについて、視覚障害者だけでなく、発達障害や肢体不自由者等の方も利用できることも含め、関係機関・団体間の連携等を通して利用方法などについて周知を図り、利用の促進を図ります。
- ・情報文化センターと県・市立図書館、学校図書館（大学を含む）及びなごや福祉用具プラザの連携を図ることで、お互いのサービスの周知を行い、多くの視覚障害者等が市内関係機関のサービスを利用できるよう取り組みを進めます。

＜方針3＞端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

【施策の方向性】

- ・読書を支援する機器の充実及びアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器等の給付や利用環境の整備等に引き続き取り組みます。
- ・情報文化センター及びなごや福祉用具プラザ等は、ICTサポート推進事業等により、パソコンやスマートフォンといった端末機器等を使用する機会の提供や操作支援を行うことで、視覚障害者等にとって読書がより身近なものとなるよう努めます。

＜方針4＞人材の育成等

【施策の方向性】

- ・図書館の司書等や学校の教職員等に対する研修会などを通じて、読書バリアフリーの普及・啓発、支援が必要な方の障害特性に応じた支援方法の習得、読書支援機器の使用方法の習熟を図ります。
- ・点訳や音訳等に携わる人材の不足が課題となっていることから、情報文化センター、市立図書館等は、人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組めます。